

南相馬市個人情報保護条例の一部改正(素案)(新旧対照表)

改正後	改正前	改正理由
<p>(定義) 第2条 (1)~(5)【略】</p> <p><u>(6) 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。</u></p> <p><u>(7) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(8) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(9) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、</u></p>	<p>(定義) 第2条 (1)~(5) 【略】</p>	<p>【第2条関係】 番号法に用いる「個人番号」「特定個人情報」「情報提供等記録」「保有特定個人情報」を新たに定義するもの。</p>

南相馬市個人情報保護条例の一部改正(素案)(新旧対照表)

<p><u>当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政情報に記録されているものに限る。</u></p> <p>(保有個人情報の目的外利用及び外部提供の制限)</p> <p>第11条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない。</p> <p>2～3【略】</p> <p>(保有特定個人情報の目的外利用の制限)</p> <p>第11条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、災害時等において、人の生命、身体</p>	<p>(目的外利用及び外部提供の制限)</p> <p>第11条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない。</p> <p>2～3 【略】</p>	<p>【第11条関係】</p> <p>保有特定個人情報を除く保有個人情報の目的外利用及び外部提供の制限に係る規定を明確にするための改正。</p> <p>【第11条の2関係】</p> <p>番号法第19条において、情報提供等記録を除く特定個人情報の目的外利用を規定していることから番号法と同様の内容を規定するもの。</p>
--	---	--

南相馬市個人情報保護条例の一部改正(素案)(新旧対照表)

<p><u>又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。</u></p> <p>(<u>情報提供等記録の目的外利用の制限</u>)</p> <p>第11条の3 実施機関は、<u>利用目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。</u></p> <p>(<u>保有特定個人情報の外部提供の制限</u>)</p> <p>第11条の4 実施機関は、番号法第19条各</p>		<p>【第11条の3関係】</p> <p>番号法において、情報提供等記録については目的外の利用を禁止されていることから条例において同様の内容を規定するもの。</p> <p>【第11条の4関係】</p>
---	--	--

南相馬市個人情報保護条例の一部改正(素案)(新旧対照表)

<p><u>号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。</u></p> <p>(開示の請求)</p> <p>第13条 【略】</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、<u>未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人</u>)は、本人に代わって開示請求をすることができる。</p> <p>(開示請求の手続)</p> <p>第14条 【略】</p> <p>2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人(保有特定個人情報にあっては、<u>法定代理人又は本人の委任による代理人</u>)であることを</p>	<p>(開示の請求)</p> <p>第13条 【略】</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。</p> <p>(開示請求の手続)</p> <p>第14条 【略】</p> <p>2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実</p>	<p>番号法第19条において、特定個人情報を提供することができる場合を規定していることから条例においても同様の内容を規定するもの。</p> <p>【第13条第2項、第14条及び第15条】番号法において、保有特定個人情報の開示請求者について、本人、法定代理人に加えて任意代理人を認めていることから条例において同様の内容を規定する。</p>
---	---	--

南相馬市個人情報保護条例の一部改正(素案)(新旧対照表)

<p>証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 【略】</p> <p>( 保有個人情報の開示義務 )</p> <p>第15条 【略】</p> <p>( 1 ) 【略】</p> <p>( 2 ) 開示請求者( 第13条第 2 項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人( <u>保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人</u> )が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第 4 号並びに次条第 2 項において同じ。 ) の生命、身体又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>( 3 ) ~ ( 8 ) 【略】</p>	<p>施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 【略】</p> <p>( 保有個人情報の開示義務 )</p> <p>第15条 【略】</p> <p>( 1 ) 【略】</p> <p>( 2 ) 開示請求者( 第13条第 2 項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第 4 号並びに次条第 2 項において同じ。 ) の生命、身体又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>( 3 ) ~ ( 8 ) 【略】</p>	
---	---	--

南相馬市個人情報保護条例の一部改正(素案)(新旧対照表)

<p><u>(訂正請求権)</u></p> <p>第19条 何人も、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報に係る事実に関する誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。<u>ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 第13条第2項の規定は、訂正請求に準用する。</u></p> <p><u>3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。</u></p>	<p><u>(訂正、削除及び中止の請求)</u></p> <p>第19条 何人も、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報に係る事実に関する誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。</p> <p><u>2 何人も、実施機関が第6条第1項及び第2項の規定による制限を超え、又は同条第3項の規定によらないで自己に関する個人情報を収集したと認めるときは、当該実施機関に対し、自己情報の削除を請求することができる。</u></p> <p><u>3 何人も、実施機関が第11条第1項及び第</u></p>	<p><b>【第19条から第24条関係まで】</b></p> <p>番号法において、情報提供等記録の訂正を行った場合、情報提供先への通知が規定されたことから、行政機関個人情報保護法との整合性を図るため、訂正等請求(訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止)の規定を「訂正の請求」と「利用停止請求」に区分けし、規定するもの。</p>
---	--	--

南相馬市個人情報保護条例の一部改正(素案)(新旧対照表)

<p>(訂正請求の手續)</p> <p>第20条 <u>訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>訂正請求</u>をしようとする者の氏名及び住所</p> <p>(2) <u>訂正請求</u>をしようとする者の個人情</p>	<p><u>2項の規定によらないで自己に関する保有個人情報の目的外利用又は外部提供をしていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該目的外利用又は外部提供の中止を請求することができる。</u></p> <p>4 <u>第13条第2項の規定は、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止(以下「訂正等」という。)の請求について準用する。</u></p> <p>(訂正等請求の手續)</p> <p>第20条 <u>訂正等の請求(以下「訂正等請求」という。)をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した訂正等請求書を提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>訂正等請求</u>をしようとする者の氏名及び住所</p> <p>(2) <u>訂正等請求</u>をしようとする者の個</p>	<p>【第20条関係】</p> <p>本条は、保有個人情報の訂正について具体的な請求手續を定めたもの。</p>
--	--	---

南相馬市個人情報保護条例の一部改正(素案)(新旧対照表)

<p>報を特定するために必要な事項</p> <p>(3) <u>訂正を求める内容</u></p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p> <p>2 <u>訂正請求</u>をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正を求める内容が事実合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 【略】</p> <p>4 第14条第2項の規定は、<u>訂正請求</u>をしようとする者について準用する。</p> <p>(保有個人情報の訂正義務)</p> <p>第21条 <u>実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をし</u></p>	<p>人情報を特定するために必要な事項</p> <p>(3) <u>訂正等を求める内容</u></p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p> <p>2 <u>訂正等請求</u>をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正を求める内容が事実合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 【略】</p> <p>4 第14条第2項の規定は、<u>訂正等請求</u>をしようとする者について準用する。</p>	<p>【第21条関係】</p> <p>本条は、実施機関は、訂正請求に理由があると認めるときは、利用目的の達成に必要な範囲で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないということを定めたものである。</p>
--	--	--



南相馬市個人情報保護条例の一部改正(素案)(新旧対照表)

<p><u>なければならない。</u></p> <p>(訂正請求に対する決定及び通知)</p> <p>第22条 実施機関は、<u>訂正請求</u>があったときは、<u>当該訂正請求</u>のあった日から起算して30日( <u>当該訂正請求</u>が形式上の要件に適合しない場合において、当該訂正請求に対して補正を求めたときは、当該補正に要した期間を除く。)以内に、必要な調査を行い、<u>当該訂正請求</u>に係る保有個人情報の<u>訂正</u>をするかどうかの決定(以下「<u>訂正決定等</u>」という。)をし、当該決定の内容を<u>当該訂正請求</u>をした者(以下「<u>訂正請求者</u>」という。)に速やかに書面により通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により保有個人情報の<u>訂正</u>をする旨の決定をしたと</p>	<p>(訂正等請求に対する決定及び通知)</p> <p>第21条 実施機関は、<u>訂正等請求</u>があったときは、<u>当該訂正等請求</u>のあった日から起算して30日( <u>当該訂正等請求</u>が形式上の要件に適合しない場合において、当該訂正等請求に対して補正を求めたときは、当該補正に要した期間を除く。)以内に、必要な調査を行い、<u>当該訂正等請求</u>に係る保有個人情報の<u>訂正等</u>をするかどうかの決定をし、当該決定の内容を<u>当該訂正等請求</u>をした者(以下「<u>訂正等請求者</u>」という。)に速やかに書面により通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により保有個人情報の<u>訂正等</u>をする旨の決定をしたときは、速やかに当該訂正等に係る保有個人情</p>	<p>【第22条関係】</p> <p>本条は、保有個人情報の訂正請求に対し、訂正する旨又は訂正しない旨の決定及びその手続について定めたもの。</p>
--	--	--

南相馬市個人情報保護条例の一部改正(素案)(新旧対照表)

<p>きは、速やかに当該訂正に係る保有個人情報<u>の訂正をした上、その旨を当該訂正請求者に書面により通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 第17条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。</u></p> <p><u>(保有個人情報の提供先への通知)</u></p> <p><u>第23条 実施機関は、訂正をする旨の決定に基づき保有個人情報(情報提供等記録を除く。)の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</u></p> <p><u>(情報提供等記録の訂正の通知)</u></p> <p><u>第24条 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂</u></p>	<p>報の<u>訂正等</u>をした上、その旨を<u>当該訂正等請求者</u>に書面により通知しなければならない。</p>	<p><b>【第23条関係】</b> 本条は、保有個人情報を訂正したときに、当該保有個人情報の提供先に対し、訂正した旨・内容を通知することを新たに規定するもの。</p> <p><b>【第24条関係】</b> 番号法第30条において、情報提供等記録の訂正決定に基づき、情報提供等記録の提供先</p>
---	---	--

南相馬市個人情報保護条例の一部改正(素案)(新旧対照表)

<p><u>正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</u></p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第25条 <u>何人も、自己を本人とする保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求(以下「利用停</u></p>		<p>への通知が規定されたことから、新たに規定するもの。</p> <p>【第25条、第27条～第29条関係】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・行政機関個人情報保護法に利用停止に関する規定が定められていること。</li><li>・番号法において、特定個人情報の利用停止が規定されたこと。</li></ul> <p>以上のことから新たに規定するもの。</p>
--	--	--

南相馬市個人情報保護条例の一部改正(素案)(新旧対照表)

<p><u>止請求」という。)することができる。</u> <u>ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第6条第1項から第3項までの規定に違反して収集されたとき、又は第11条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</u></p> <p><u>(2) 第11条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</u></p> <p><u>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」と</u></p>		<p><b>【第25条関係】</b></p> <p>本条は、実施機関における個人情報の適切な取扱いを確保する趣旨から、不適正な取扱いがあると認めるときに、利用停止を求めることを権利として保障するもの。</p>
---	--	--

南相馬市個人情報保護条例の一部改正(素案)(新旧対照表)

<p><u>いう。)をすることができる。</u></p> <p><u>3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。</u></p> <p><u>(保有特定個人情報の利用停止請求権)</u></p> <p><u>第26条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</u></p>		<p><b>【第26条関係】</b></p> <p>本条は、保有特定個人情報については、番号法に違反する行為について利用停止請求を認めるものとしていることから番号法と同様の内容を規定する。</p>
--	--	--

南相馬市個人情報保護条例の一部改正(素案)(新旧対照表)

<p>(1) <u>第6条第1項から第3項までの規定に違反して収集されたとき、又は第11条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去</u></p> <p>(2) <u>番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止</u></p> <p><u>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求をすることができる。</u></p>		
--	--	--

南相馬市個人情報保護条例の一部改正(素案)(新旧対照表)

<p><u>(利用停止請求の手續)</u></p> <p>第27条 <u>利用停止請求をする者は、次に掲げる事項を記載した利用停止請求書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所</u></p> <p><u>(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するために必要な事項</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</u></p> <p>2 <u>第14条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。</u></p>		<p><b>【第27条関係】</b></p> <p>本条は、保有個人情報の利用停止についての具体的な請求方法を定めるもの。</p>
<p><u>(保有個人情報の利用停止義務)</u></p> <p>第28条 <u>実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関</u></p>		<p><b>【第28条関係】</b></p> <p>本条は、実施機関が利用停止請求があった場合において、利用訂正請求に理由があると認めるときは、保有個人情報の適正な取扱いを</p>

南相馬市個人情報保護条例の一部改正(素案)(新旧対照表)

<p><u>における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</u></p> <p>(利用停止請求に対する決定)</p> <p>第29条 <u>実施機関は、利用停止請求のあった日から起算して30日(当該利用停止請求が型式上の要件に適合しない場合において、当該利用停止請求に対して補正を求めるときは、当該補正に要した期間を除く。)以内に、必要な調査を行い、当該利用停止請求に係る保有個人情報</u></p>		<p>確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止をしなければならないことを規定するもの。</p> <p>【第29条関係】</p> <p>本条は、保有個人情報の利用停止請求があった場合において、請求のあった保有個人情報について実施機関が行う利用停止をする旨の決定又は利用停止をしない旨の決定についての手続を定めたものである。</p>
--	--	--



南相馬市個人情報保護条例の一部改正(素案)(新旧対照表)

<p><u>の利用停止をするかどうかの決定をし、当該決定の内容を当該利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に速やかに書面により通知しなければならない。</u></p> <p>2 <u>実施機関は、前項の規定により保有個人情報の利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに当該利用停止に係る保有個人情報の利用停止をした上、その旨を当該利用停止請求者に書面により通知しなければならない。</u></p> <p>(費用負担)</p> <p><u>第30条</u> 【略】</p> <p>(審査会への諮問等)</p> <p><u>第31条</u> <u>第17条第1項、第21条第1項又は第27条1項の規定による決定に対して、</u></p>	<p>(費用負担)</p> <p><u>第22条</u> 【略】</p> <p>(審査会への諮問等)</p> <p><u>第23条</u> <u>第17条第1項又は第21条第1項の規定による決定に対して、行政不服審査法</u></p>	<p>・第30条は条ずれによるもの。</p> <p>【第31条関係】 個人情報保護審査会の諮問事項について、これまで訂正等請求に対する不服申立てとし</p>
---	---	--

南相馬市個人情報保護条例の一部改正(素案)(新旧対照表)

<p>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(苦情処理)</p> <p><u>第32条</u> 【略】</p> <p>(個人情報保護審査会)</p> <p><u>第33条</u> <u>第31条第1項の規定による実施機関からの諮問事項及び実施機関の諮問に応じて個人情報保護制度に係る重要な事項の審議並びに番号法第27条の規定による特定個人情報保護評価に係る点検を行わせるため、市長の附属機関として南相馬市個人情報保護審査会</u></p>	<p>(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(苦情処理)</p> <p><u>第24条</u> 【略】</p> <p>(個人情報保護審査会)</p> <p><u>第25条</u> <u>第23条第1項の規定による実施機関からの諮問事項及び実施機関の諮問に応じて個人情報保護制度に係る重要な事項の審議を行わせるため、市長の附属機関として南相馬市個人情報保護審査会を置く。</u></p>	<p>ていたが、訂正等請求を訂正と利用停止と区分けたことから、利用停止請求に対する不服申立てについても対象とするため改正するもの。</p> <p>・第32条は条ずれによるもの。</p> <p>【第33条関係】</p> <p>番号法第27条の規定に基づき、地方公共団体においても、特定個人情報の保有に先立ち十分な保護措置が講じられているか確認するため特定個人情報保護評価を行わなければならない。この評価の点検を審査会の事務とするため規定するもの。</p>
--	--	--

南相馬市個人情報保護条例の一部改正(素案)(新旧対照表)

<p>を置く。</p> <p>(他の法令等との調整)</p> <p><u>第34条</u> 他の法令等の規定により、<u>保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)</u>の開示その他の請求ができる場合には、当該法令等の定めるところによる。</p> <p><u>第35条</u> ~ <u>第45条</u> 【略】</p>	<p>(他の法令等との調整)</p> <p>第26条 他の法令等の規定により、開示その他の請求ができる場合には、当該法令等の定めるところによる。</p> <p>第27条 ~ 第37条 【略】</p>	<p>【第34条関係】</p> <p>番号法附則第6条第5項において、マイポータルによる開示を規定している。</p> <p>現行条例では、他の法令等の規定により開示請求があった場合には、当該法令の定めにより開示等することとしているが、マイポータルの開示はほぼ即時に開示がなされることから、保有特定個人情報は本適用から除外するもの。</p> <p>・第35条~第45条は条ずれによるもの。</p>
--	---	---